



佐賀県公報

平成16年
7月2日
(金曜日)
12475号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

四 次 公 告

(◎印は、県例規集に登載するもの)

(3) 納入期限
平成16年12月15日

(4) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地の佐賀県立九州シンクロトロン光研

究センター内において別途指定する場所に設置すること。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定期限
(例) 佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当 電話 0952-25-7129 平成14年3月29日
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成14年3月29日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当 電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物件の名称及び数量
県有ビームラインインターロックの製造及び据付け等 一式
 - (2) 調達物件の特質等
入札説明書で指定する特質等を有すること。
- 2 収支等命令者
佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一
- 3 平成16年7月2日
- 4 入札参加資格及び条件
 - (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
 - (2) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。

(3) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。	(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
(4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、この公告に示した物件の提供が可能であると認められること。	9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法
5 入札参加資格を得るための申請の方法	(1) 場所 上記3の部局
(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県(以下「県」という。)所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。	(2) 期限 平成16年7月29日 17時
(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所	(3) 提出方法 書留郵便とすること。
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度班 電話0952-25-7194 Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp	10 持参による入札書の提出の場所及び期限
(3) 申請書様式の入手先 上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)	(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号会議室
6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	(2) 期限 平成16年7月30日 10時
7 入札説明書の交付及び契約条項の提示	11 開札の場所及び日時 (1) 場所 上記10の(1)の場所
(1) 期間 平成16年7月16日まで	(2) 日時 平成16年7月30日 10時
(2) 場所 上記3の部局	12 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
8 入札者に求められる義務 (1) 入札説明書で要求する証明書類、計算書類及び上記4の(2)から(4)までを証明する書類を、平成16年7月16日16時までに上記3の部局に提出すること。また、上記4の(1)の入札参加資格のない者にあっては入札参加資格認定申請書を、併せて同じ日時までに上記5の(2)の部局に持参して提出すること。	なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項各号に掲げる担保を供することができる。 また、次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)

を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することができる。

また、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

13 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作成した者

(4) 上記11の(1)の入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足

する者

(5) 1人で2以上の入札をした者

(6) 代理人でその資格のないもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

14 落札者の決定の方法

(1) この入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured : The manufacture of interlock system for the Prefectural Beamline, 1set

(2) Delivery period : December 15, 2004

(3) Delivery place : the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

(4) Time limit for tender : 5:00p.m. July 29, 2004 by mail or 10:00

a.m. July 30, 2004 by direct delivery

(5) A contact point for the notice : New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan; Tel. +81-952-25-7129

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保育に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀ショッピングビル

佐賀市南佐賀一丁目22番1号

届出の内容

佐賀市八戸溝三丁目929番地1 外

届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名
佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間
平成16年7月2日から

平成16年8月1日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保育に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀ショッピングシティ

佐賀市八戸溝三丁目929番地1 外

届出の内容

佐賀市八戸溝三丁目929番地1 外

届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名
佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月2日から

平成16年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

」 プラザ曾根崎

鳥栖市曾根崎町字古野2382番地

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハロー尼寺店

2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

4 意見書の提出なし

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月2日から

平成16年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、大和町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀郡大和町大字尼寺1477番4号

2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

大和町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月2日から

平成16年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日月町及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店

小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

2 届出の内容

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

三日月町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月2日から

平成16年8月1日まで

県営土地改良事業（ため池等整備）鏡久里2期地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備）鏡久里2期地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年8月2日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市原町字牟田711番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市原町941番地
酒井英明

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
神埼郡神埼町大字永歌字四本松1782番1及び1782番3から1782番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神埼郡三田川町大字吉田1428番地
馬場郁俊

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路
の位置を次のとおり指定した。

平成16年7月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
5	唐津市神田字中田1240番1	平成16年6月15日	5.00	34.70

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年七月二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日